

## よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する提案書作成要領

「募集要項」に記載した本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

### 1 件名

よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者の募集

### 2 業務の内容

「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者募集要項」のとおり

### 3 参加意向申出書（要領 1）等資格審査書類の提出

「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者募集」について、プロポーザルの参加を申し込まれる場合は、次のとおり参加意向申出書等資格審査書類の提出をお願いします。

1 者（1 共同企業体）につき 1 提案のみの提出とさせていただきますので、共同申請の場合、他の共同申請との重複はできません。

#### (1) 提出書類 （3 部提出してください）※正 1 部、複写 2 部

- ① 参加意向申出書（要領 1）
  - ② 共同申請者一覧（要領 1-1）（※JV<共同企業体>で参加意向申出書を提出される場合のみ提出）
  - ③ 定款
  - ④ 商業登記簿謄本（発行後 3 か月以内の印鑑証明書を添付のこと。）
  - ⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書（未納税額のない証明書）
  - ⑥ 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類（保険料領収書の写し等）
  - ⑦ 直近 5 か年分の有価証券報告書または事業報告書
  - ⑧ 法人の事業概要（会社案内、パンフレット等）
  - ⑨ 過去 5 年間の事業等実績書（自由書式）
  - ⑩ 共同事業者個人情報保護管理体制（要領 2）
  - ⑪ サーバ等及び情報システムに関するセキュリティ対策（要領 3）
  - ⑫ 提案していただくWEBシステムの機器構成、ネットワーク構成、システム構成などシステム全体及び本市のデータのセキュリティが担保できる仕組みが把握できる資料、ISMS認証またはプライバシーマークの付与認定を証するもの
  - ⑬ 歩数計アプリを含むシステムの構築・運用実績を証するもの（自由書式）
- ※JV<共同企業体>による参加申出書提出の場合は、とりまとめ事業者（連絡窓口）を代表者として設定し、③～⑨は全ての事業者、⑩は個人情報を取り扱う業務を行う事業者、⑪～⑬は歩数計アプリを活用した仕組みの構築・運用を行う事業者について、書類を提出してください。

注) ◇必要に応じて上記以外の資料の提出を求める場合があります。

◇「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者募集要項」第 3-2 応募資格に定める《資格基準》の⑥については、提案書提出日に満たしていることとします。参加意向申出書提出時に満たしていない場合は、入札参加資格審査申請日、名簿登載予定日を提示してください。

#### (2) 提出期間

平成 29 年 5 月 26 日（金）から平成 29 年 6 月 2 日（金）17 時 00 分まで（必着）

(3) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 よこはまウォーキングポイント担当 宛  
電話：045（671）3892 FAX：045（663）4469

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(5) 参加資格確認結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書の送付日及び方法

平成29年6月9日（金） 参加意向申出者へはファクシミリ等で送付します。

#### 4 質問書（要領4）の提出

本要領並びに「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者募集要項」の内容について質問等がある場合は、次のとおり質問書の提出をお願いします。なお、質問等のない場合は、提出は不要です。※質問書の提出は、参加資格が確認された事業者からのみ受け付けます。

(1) 提出期間

平成29年6月12日（月）から平成29年6月19日（月）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 よこはまウォーキングポイント担当 宛  
(メールアドレス) kf-walking@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送、又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）

(4) 回答送付日及び方法

平成29年6月30日（金） 質問者へはファクシミリ等で送付し、下記ホームページに質問内容及び回答を掲載します。

(ホームページ) <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kenkopoint/>

#### 5 提案書の提出

1者（1共同企業体）につき1提案のみの提出とさせていただきます。共同申請の場合、他の共同申請との重複はできません。

(1) 提出書類（12部提出してください）※正1部、複写11部

ア 提案書は、別添の所定の書式（要領1-1、5～11）に基づき作成してください。

イ 上記アに挙げる用紙の大きさは原則A4版とします。

ウ 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 提案書（表紙）（要領5）</li><li>② 共同申請者一覧（要領1-1）</li><li>③ 歩数計アプリを活用した仕組みの全体像（要領6）</li><li>④ I 歩数計アプリを活用した仕組みの構築 提案内容（要領7）</li><li>⑤ II 歩数計アプリを活用した仕組みの運用 提案内容（要領8）</li><li>⑥ III 健康行動の習慣化につながるゲームの要素を取り入れた仕組みの提供 提案内容（要領9）</li><li>⑦ IV インセンティブの確保及び提供 提案内容（要領10）</li><li>⑧ V 新たな提案内容（要領11）</li><li>※ 共同事業者個人情報保護管理体制（要領2）、サーバ等及び情報システムに関するセキュリティ対策（要領3）は参加意向申出書提出書類として提出</li></ul> |
|---|

- エ 提案は、必要な内容をわかりやすく簡潔に記述してください。枠内に書ききれない場合は、適宜拡張してください。
- オ 文書を補完するための写真、イメージ図・イラスト等の提案方法は自由です。用紙の大きさは原則A4またはA3版とします。複数ページに渡る場合はページ番号を振ってください。
- カ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大ききで記述してください。
- キ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写しても見易いように配慮をお願いします。

(2) 提出期間

平成29年6月30日（金）から平成29年7月14日（金）まで17時00分まで（必着）  
土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～12時及び13時～17時

(3) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市庁舎7階  
横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 よこはまウォーキングポイント担当 宛  
電話：045（671）3892 FAX：045（663）4469

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

## 6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

下記のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。（ただし、応募者が多い時は提出書類で事前審査をする場合があります、プレゼンテーションに参加できないことがあります）

(1) 実施日時

平成29年8月3日（木）午前（場所・時間等詳細については別途お知らせします）

(2) 実施場所

横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地

## 7 選定等委員会

事業者の選定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会	
所掌事務	①よこはまウォーキングポイント事業を横浜市と共同して行う事業者の選定に関すること。 ②よこはまウォーキングポイント事業の評価及び検証に関すること。 ③その他よこはまウォーキングポイント事業に関し市長が必要と認める事項	
委 員	国際医療福祉大学教授	荒木田 美香子
	早稲田大学教授	荒尾 孝
	慶応義塾大学教授	岡村 智教
	横浜市保健活動推進委員会 副会長	田中 伸一
※順不同	横浜市食生活等改善推進員協議会会長	上島 汐路
敬称略	情報セキュリティ大学院大学教授	土井 洋（臨時委員）

## 8 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は応募事業者側の負担とします。

### (2) 無効となる提案

- ア 提案書の提出方法、提出期限に適合しないもの。
- イ 本作成要領に示す提案書の作成様式及びその他の記載方法に適合しないもの。
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- キ 本提案に関して上記委員会委員との接触があった者からの提案。

### (3) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

### (4) 提案書の取扱い

- ア 提出された提案書は、本事業者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出された書類は、本事業者選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- エ 提案書の提出後、本市の判断により追加資料の提出を求めることがあります。
- オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- カ 提出された書類は返却しません。

### (5) その他

- ア 協定締結後の業務においては、横浜市と協議の上、提案内容から変更して実施する場合があります。
- イ 提案書の提出は、1者（1共同企業体）につき1提案のみとします。
- ウ 提案書提出後から協定締結までの手続期間中に「よこはまウォーキングポイント共同事業者募集要項」第3-2応募資格に定める資格基準を満たさなくなった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、候補者として選定されている場合は次点事業者と手続を行います。
- エ 「よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者募集要項」第3-2応募資格に定める《資格基準》の⑥については、提案書提出日に満たしていることとします。

参加意向申出書提出時に満たしていない場合は、入札参加資格審査申請日、名簿登載予定日を提示してください。